

2025年3月5日
サステナビリティ基準委員会

サステナビリティ開示ユニバーサル基準
「サステナビリティ開示基準の適用」、
サステナビリティ開示テーマ別基準第1号
「一般開示基準」及び
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号
「気候関連開示基準」の公表

公表にあたって

当委員会は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が国際的なサステナビリティ開示基準を開発するために設立されたことを受け、我が国におけるサステナビリティ開示基準を開発すること等を目的として、2022年7月に設立されました。

ISSBは、国際的なサステナビリティ開示基準の開発にあたり、白紙の状態から基準の開発を始めるのではなく、既存の基準やフレームワークを基礎とすることとしました。ISSBは、自ら開発する基準を「グローバル・ベースライン」と位置付け、2023年6月、最初のIFRSサステナビリティ開示基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という。）を公表しました。

当委員会は、高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、グローバル・ベースラインとされるIFRSサステナビリティ開示基準と整合性のあるものとするのが関係者にとって有用であると考えられたことから、我が国のサステナビリティ開示基準においても、IFRS S1号に相当する基準及びIFRS S2号に相当する基準の開発に取り組むこととし、検討を重ねてまいりました。また、2024年3月及び2024年11月に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられた意見等について、検討を重ねてまいりました。

今般、2025年2月19日開催の第49回サステナビリティ基準委員会において、我が国最初のサステナビリティ開示基準となる、次のサステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準（以下あわせて「本基準」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準
「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号
「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号
「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）

以下では、本基準について理解いただくにあたり、関連する事項について説明しています。本基準の概要等については、今後、当委員会のウェブサイトにおいて公表することを予定しています。

	ページ
■ 開発にあたっての基本的な方針	3
■ サステナビリティ開示基準の構成	3
■ 本基準の適用	4
■ 補足文書	5
■ SSBJハンドブック	6
■ 本基準公表後の対応	6
■ IFRSサステナビリティ開示基準との項番対照表及び差異の一覧	7

■ 開発にあたっての基本的な方針

当委員会は、サステナビリティ開示基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、次の基本的な方針を定めた。

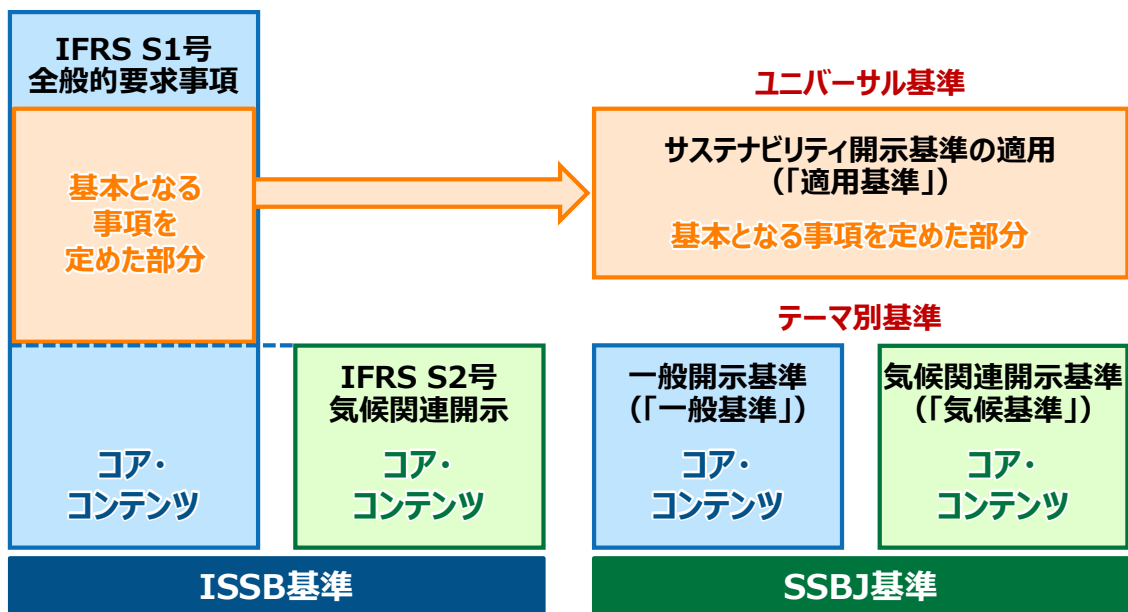
- (1) 国際的な整合性を図るという場合、IFRS サステナビリティ開示基準との整合性を図ることを基礎とすることとし、原則として IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項をすべて取り入れる。
- (2) 相応の理由が認められる場合には、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項にサステナビリティ開示基準独自の取扱いを追加し、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項に代えてサステナビリティ開示基準独自の取扱いを選択することを認める。
- (3) IFRS サステナビリティ開示基準と異なる定めを置くことにはならないものの、IFRS サステナビリティ開示基準にない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項に追加した定めを置く。

本基準の定めについては、この基本的な方針のもとで開発しており、基本的に IFRS サステナビリティ開示基準の内容を取り入れている。

■ サステナビリティ開示基準の構成

当委員会は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っている。このため、IFRS サステナビリティ開示基準の内容を取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先して IFRS サステナビリティ開示基準の定め of 順番等を入れ替えたり、用語を言い換えたりしたうえでサステナビリティ開示基準を定めている。

また、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（以下「コア・コンテンツ」という。）を定めた部分と、コア・コンテンツ以外の、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本となる事項を定めた部分とで構成されており、IFRS S1 号のコア・コンテンツに関する定めは、具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合に適用することとされている。本基準は、わかりやすさの観点から、我が国における IFRS S1 号に相当する基準を、コア・コンテンツ以外の基本となる事項を定める適用基準と、コア・コンテンツを定める一般基準とに分けている。



■ 本基準の適用

➤ 適用対象企業

本基準は、本基準の適用対象企業を定めていないが、金融商品取引法の枠組みにおいて本基準が適用されること、特にグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業であるプライム上場企業が適用することを想定して開発を行った。

同時に、プライム上場企業以外の企業が本基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成することを奨励すべきとの考えから、本基準は、プライム上場企業以外の企業（例えば、金融商品取引法以外の法令の定めに基づき本基準に従った開示を行う場合や、任意で本基準に従った開示を行う場合）も適用することができるようにしている。ただし、本基準は、基本的にプライム上場企業以外の企業に固有のニーズを考慮して開発したものではない。

金融商品取引法に基づく法定開示（有価証券報告書）における本基準の適用対象企業及び適用時期等については、金融庁が金融審議会に設置した「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の検討に基づき、金融庁が法令において定めることが想定されている。

(参考) 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#sustainability_disclose_wg

➤ 適用時期

本基準は、適用対象企業と同様に、強制適用時期を定めていない。本基準に従った開

示を行うことを要求する法令において本基準の適用時期が定められた場合には、これに従うことになる。また、任意で本基準に従った開示を行う場合、本基準の公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる（適用基準第 92 項、一般基準第 41 項及び気候基準第 101 項）。

なお、適用基準、一般基準及び気候基準は、同時に適用しなければならない（適用基準第 91 項、一般基準第 40 項及び気候基準第 100 項）。

▶ 経過措置

本基準では、法令の定めに基づき本基準に従った開示を行う場合と任意で本基準に従った開示を行う場合のそれぞれについて経過措置を定めており、一部の経過措置については本基準を適用する最初の年次報告期間に適用される経過措置としている。

法令の定めに基づき本基準に従った開示を行う場合、それ以前に任意で本基準に従った開示を行っていたかどうかにかかわらず、当該法令に基づき本基準を適用する最初の年次報告期間を「法令の定めに基づき本基準を適用する最初の年次報告期間」とする。

法令の定めにおいて、本基準の適用時期を早めることが容認される場合があるが、当該法令の定めが容認する内容に基づき企業が適用時期を早めることを選択した場合、本基準を早めて適用する最初の年次報告期間を「法令の定めに基づき本基準を適用する最初の年次報告期間」とする。

一方、任意で本基準に従った開示を行う場合とは、法令の定めに基づき本基準を適用するのではなく、企業が自発的に本基準のすべての定めに基づき本基準を適用するのと同じ、法令の定めに基づき本基準の適用時期を早める場合は該当しない。

本基準では、任意で本基準に従った開示を行う場合の別段の定めとして、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる旨を定めている（適用基準第 73 項(2)）。このため、本基準は、任意で本基準に従った開示を行う場合の経過措置として、法令の定めに基づき本基準に従った開示を行うときに適用可能な経過措置のうち、比較情報に関する定めを除いたものを定めている。

■ 補足文書

ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料(以下「教育的資料等」という。)を公表することがある。これらは IFRS サステナビリティ開示基準を構成しないため、IFRS サステナビリティ開示基準の適用にあたり、従わなければならないものではない。一方で、ISSB が公表する教育的資料等には、IFRS サステナビリティ開示基準の適用において参考となるものがある。

当委員会は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っているため、ISSB が公表する教育的資料等のうち、IFRS サステナビリティ開示基準の適用において参考となるものについて、本基準の適用にあたり参考にできるように、当委員会の了承

を得たものを当委員会の補足文書と位置付けることとした。補足文書は本基準を構成しないため、補足文書の内容に従わない場合であっても、本基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに ISSB より公表された教育的資料等について、今後、当委員会の補足文書として公表するかどうかを検討し、当委員会の了承を得たものについて、当委員会のウェブサイトにおいて公表することを予定している。

■ SSBJ ハンドブック

SSBJ ハンドブックは、当委員会事務局が、本基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説である。SSBJ ハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでに当委員会に多くの質問が寄せられたもの等）から、当委員会事務局のリソース等を考慮して決定する。

SSBJ ハンドブックは、当委員会の審議を経ずに公表する。SSBJ ハンドブックは本基準を構成しないため、SSBJ ハンドブックの内容に従わない場合であっても、本基準に準拠している旨を表明することができる。

SSBJ ハンドブックは、今後、当委員会のウェブサイトにおいて公表することを予定している。また、SSBJ ハンドブックの内容は、実務の進展等により随時更新することを予定している。

■ 本基準公表後の対応

ISSB は、今後も IFRS サステナビリティ開示基準の開発を継続するとしており、本基準公表後に、ISSB により IFRS サステナビリティ開示基準が新規に公表される又は既存の IFRS サステナビリティ開示基準が改訂されることが想定される。また、本基準を開発する過程では、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項が必ずしも明確ではなく、IFRS サステナビリティ開示基準を利用するにあたって当該基準をどのように解釈するのかについて明らかでないものも見受けられた。したがって、サステナビリティ開示基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとなるようにするには、本基準公表後も対応が必要になると考えられる。

このため、当委員会は、本基準公表後の対応として、次のようにすることとした。

- (1) ISSB により IFRS サステナビリティ開示基準が新規に公表される又は既存の IFRS サステナビリティ開示基準が改訂される場合、当委員会において、サステナビリティ開示基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。
- (2) ISSB により教育的資料等が公表された場合、当委員会において、補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する。
- (3) 本基準公表後、本基準の実務への適用を行う過程で、本基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、その内容を公開し、別途の対応を図ることの要否を当委員会において検討する。

- (4) 本基準の実務への適用が行われた後にも、サステナビリティ開示基準を適用した結果として開示される情報が IFRS サステナビリティ開示基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、サステナビリティ開示基準の定めを修正することを検討する。

■ **IFRS サステナビリティ開示基準との項番対照表及び差異の一覧**

本基準の公表にあたり、当委員会は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号と本基準との項番対照表及び差異の一覧を作成し、今後、当委員会のウェブサイトにおいて公表することを予定している。

以 上